

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から7年3月まで

社会保険庁(当時)から送付されてきたねんきん特別便により、申立期間における国民年金の記録が未加入となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時、母親から、大学生の私が20歳になった平成4年6月ごろ、市役所から国民年金の加入案内が送付されてきたため、市役所の支所に行き、国民年金の加入と保険料免除の申請を行ったという話を聞いた記憶があるので、申立期間を国民年金保険料の免除承認期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市は、申立期間当時、20歳に達する者全員を対象に、国民年金適用勧奨の案内文書を郵送していたことが同市の回答により確認でき、申立人の母親が、「市役所から国民年金加入の案内が郵送されてきたので、市役所の支所に出向き、長女(申立人)の国民年金加入と保険料免除の申請を行った。」という申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の兄については、大学に在学中の平成元年4月から7年2月までの期間のうち、大学生が国民年金の強制加入被保険者とされた3年4月から厚生年金保険に加入した月の前月の7年2月までの期間について、国民年金保険料を免除されていることが、オンライン記録により確認でき、申立期間当時、申立人世帯の所得は、大学生に係る保険料の免除承認基準を満たしていたものと推認されることから、申立人の母親が、申立人の兄の免除申請のみを行い、申立期間に係る申立人の免除申請を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人の母親は、「息子(申立人の兄)の免除申請手続の時は、市役所支所の近所にあった病院に勤務していたので、ピンク色の制服を着ていた

が、娘（申立人）の免除申請手続の時は、勤務先が変わっていたので、制服ではなく、普通の服装で手続を行った記憶がある。」と供述しているところ、申立人の母親が、申立人の兄の免除申請手続を行った後、勤務先の病院を退職し、申立期間前の平成3年10月から7年3月まで、別の事業所に勤務していることが、オンライン記録により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 530

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

申立期間における国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所(当時)に照会したところ、未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、申立期間当時、時期は定かではないが、保険料の納付を督促され、区役所又は社会保険事務所の窓口で保険料を納付したか、又は就職前に、祖父から借金をして、それまで免除及び未納となっていた保険料を一括納付(納付先は不明)した際、一緒に納付したと思うので、申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる上、申立人が記憶している申立期間の国民年金保険料納付額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、「申立期間当時、時期は定かではないが、国民年金保険料の納付を督促する文書と紙の束又は綴りのようなものが封書で郵送されてきたので、区役所又は社会保険事務所の窓口で保険料を納付した。」と供述しているところ、社会保険事務所は、毎年6月ごろに、前年度分の国民年金保険料が未納となっている被保険者全員を対象に、納付案内のチラシと納付書を郵送していたことが、年金事務所の回答により確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年11月1日から同年12月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、A社D事業所から同社C支店に異動した記憶はあるが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の社員カード（写）、雇用保険（失業保険）の加入記録及び従業員に係る厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間に同社に継続して勤務し（昭和24年11月1日にA社D事業所から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和24年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、これを確認できる資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社を不当に解雇されてから、裁判所の判決により同社に復職するまでの期間のうち、申立期間について、ねんきん定期便と仮払給与明細書に記載されている厚生年金保険料額が異なっていることが分かった。

このため、申立期間の標準報酬月額が、仮払給与明細書に記載されている厚生年金保険料額に見合うものとなるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 14 年 4 月のB地方裁判所の判決（仮執行の宣言）に従い、申立期間当時に申立人に支給していた仮払給与（通勤手当相当額を含む。）から、総支給額（月額 35 万 1,266 円）に見合う標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料額を控除していたことが、申立人から提出された申立期間当時の仮払給与明細書（写）により確認できる。

しかしながら、A社は、平成 15 年 5 月のC高等裁判所の判決により、申立人の解雇については無効とされたものの、B地方裁判所が認定した上記仮払給与の総支給額のうち、通勤手当相当額（月額 6,200 円）の支給を免除されたため、この通勤手当相当額を除く金額（同 34 万 5,066 円）に見合う標準報酬月額（34 万円）を社会保険事務所に届け出ており、これを受けて、同年 7 月 4 日に、同事務所が、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 36 万円から 34 万円に遡及訂正していることが、同社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及びオンライン記録により確認でき、その後、同年 10 月の最高裁判所の上告棄却により、C高等裁判所の判決が確定している。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（給与総支給額）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるところ、上記C高等裁判所の判決による申立人の給与総支給額に見合う標準報酬月額（34万円）は、仮払給与の保険料控除額に見合う標準報酬月額（36万円）よりも低くなっており、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 22 日から 2 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便により、申立期間における標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低くなっていることが分かった。

申立期間当時、A社からB社（現在は、C社）に出向していたものの、出向期間中も待遇に変更はないと会社から説明を受けていたし、給与が減った記憶も無いので、申立期間について、実際の給与支給額に見合うものとなるよう標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、「申立人に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額については、これらを確認できる資料を既に廃棄していることから不明であるが、申立期間当時のB社は、入社から2か月又は3か月間は、手計算による日給月給（日額単価に出勤日数を乗じたもの）に通勤手当を加算した額、その後は、外部委託の電算処理により基本給に各種手当、奨励金（販売歩合給）等を加算した額を、それぞれ、給与総支給額とする一方、A社からの出向者については、出向後も固定的賃金（基本給、扶養手当等）の支給額を引き継ぐようにしていた。このため、申立期間とその前後の期間における給与総支給額には、大きな差は無かったものと推測されるが、申立期間当時の担当者が、上記の日給月給で計算した給与総支給額に見合う標準報酬月額（22万円）を、誤って社会保険事務所（当時）に届け出し、その後、給与体系が月給に変更されたにもかかわらず、翌年10月の定時改定に係る標準報酬月額の算定基礎届を提出するまで、申立人に係る標準報酬月額の変更届を提出しなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立期間当時におけるB社の総務部長及び総務課の事務員1人は、申立人に係る給与総支給額及び厚生年金保険料控除額について、記憶していないとしている。

さらに、申立人の6か月前（平成元年4月）にA社からB社に出向となった従業員5人のうち、出向から2か月後に厚生年金保険被保険者資格を喪失している1人を除く4人は、いずれも出向後の資格取得時から随時改定（平成元年10月）まで、出向前の資格喪失時における標準報酬月額よりも、2万円ないし8万円下がっていることが、オンライン記録により確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。